

対象となる工事	
1	増築工事または減築工事 ※景観
2	台所、浴室、洗面所またはトイレの修繕工事等
3	住宅内の機械設備工事（給排水、給湯、換気、電気、ガス設備工事）
4	オール電化住宅工事
5	屋根のふき替え工事、塗装工事または防水工事 ※景観
6	外壁の張替え工事または塗装工事 ※景観
7	部屋の間仕切りの変更工事
8	床材、内壁材または天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
9	床、壁、窓、天井または屋根の断熱改修工事
10	ふすま紙若しくは障子紙の張替えまたは畳の取替え
11	雨どい等の取替え工事または修理工事 ※景観
12	建具または開口部の取替え工事または新設工事 ※景観
13	耐震改修工事
14	防音工事
15	バリアフリー改修工事
16	上記に類するとして、市長が認めるもの

※景観の記載がある工事は、工事を始める前に景観協議・景観法の届出が必要です。